

農業の未来を大きく育む、農業生産法人！

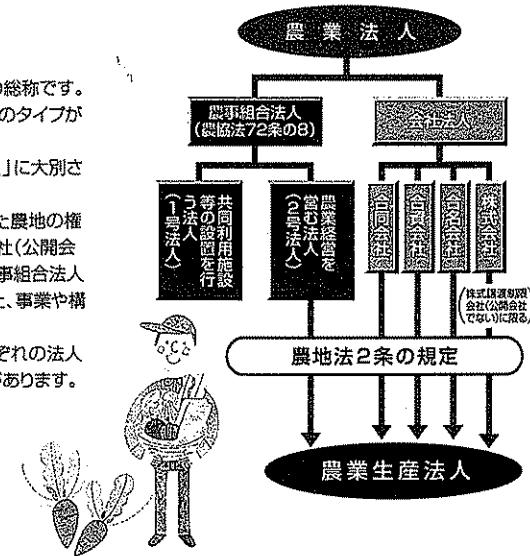
農業法人と農業生産法人

農業法人とは、「法人形態」によって農業を営む法人の総称です。この農業法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがあります。

また、農業法人は、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別されます。

農業生産法人は、農業経営を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人であり、株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限る）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人（農業経営を営む、いわゆる2号法人）の5形態です。また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります。

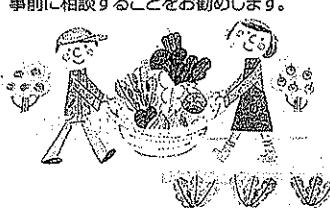
法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶか、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望に照らして選択する必要があります。



設立手順

法人の形態が決まれば、いよいよ設立です。

定款や事業計画の作成の時点で市町村農業委員会等の関係機関・団体と事前に相談することをお勧めします。

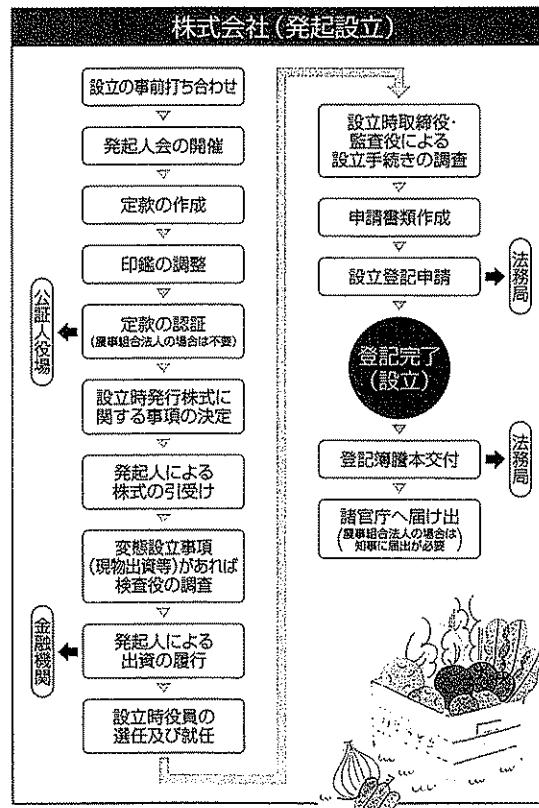


農業法人を設立するためには

いよいよ農業法人を設立する場合、法人形態や構成員をどうするかが重要なポイントです。

法人形態の選択にあたっては、家族や仲間、地域事情や資金等の現時点の状況判断だけでなく、将来どのような農業法人にしたいのかも含めた長期的な視点も大切です。

株式会社と農事組合法人では、根拠法令が異なるため、議決権が異なるほか、農事組合法人には雇用人数の制限（構成員の2/3未満）があるなど、差異がありますので注意が必要です。



《農業生産法人の要件》

法人形態要件

農業生産法人の法人形態は、①株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限る）、②合名会社、③合資会社、④合同会社、⑤農事組合法人のいずれかです。

- ①株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限る）
- ②合名会社
- ③合資会社
- ④合同会社
- ⑤農事組合法人

構成員要件

農業生産法人の構成員となるのは、その法人に対して①農地の権利提供者、②常時従事者（原則として年間150日以上従事）、③基幹的な農作業を委託した個人、④農地を現物出資した農地保有合理化法人、⑤地方公共団体、農協、農協連合会、⑥産直契約を結んでいる消費者や品種登録を受けた種苗の生産ライセンスの供与契約を結ぶなど特定の技術を提供する企業、など一定の範囲内で法人の行う事業と継続的取引関係にある個人・法人、⑦農業法人投資円滑化法に基づき事業計画の承認を受けた株式会社です。

このうち、⑥については、その社員の数又は議決権に制限があります。

なお、農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人（認定農業者）については、特例があります。

- ・農地の権利を提供した個人
- ・法人の農業の常時従事者
- ・基幹的な農作業を委託した個人
- ・農地等を現物出資した農地保有合理化法人
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会
- ・地方公共団体
- ・アグリビジネス投資育成（株）

- 法人から物資の供給等を受ける者、又は法人の事業の円滑化に寄与する者
- ・農業生産法人
- ・食品加工業者
- ・生協、スーパー
- ・産直契約する個人
- ・農産物運送業者
- ・ライセンス契約する種苗会社

農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合
特例
・農業内部：制限なし
・農外の者：総議決権の2分の1未満

運営要件

農業生産法人の事業の要件は、「主たる事業が農業（関連事業〔法人の農業と関連する農産物の加工販売等〕を含む）であることです。

農業（関連事業を含む）が売上高の過半であれば、その他の事業を行うことができます。

農業（関連事業を含む）

- 関連事業：農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、林業、共同利用施設の設置、農村滞在型余暇活動に利用する民宿

その他の事業（例）民宿、キャンプ場、造園、除雪等

業務執行役員（経営責任者）要件

農業生産法人の役員の要件は、①農業生産法人の業務執行役員の過半の人が法人の農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員であること、②①に該当する役員の過半が省令で定める日数（原則年間60日）以上農作業に従事することとされています。

なお、従事日数には特例があります。

- | | |
|----------------------------------|---|
| 業務執行役員 | ① 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること |
| ② ①のうち過半の者が農作業に従事（原則年間60日以上）すること | 過半の過半 |

農事組合法人の場合は注意を！

農事組合法人の場合、農業協同組合法によって事業内容、組員（構成員）の資格等が定められており、同法の規定を受けることになります。

要件適合性の確保のための措置

農業委員会への報告	農業生産法人は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。この毎年の報告をせず、または虚偽の報告をした場合には30万円以下の過料が課せられます。
農業委員会の勧告及びあっせん	農業委員会は、農業生産法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告できます。この場合、法人から農地の所有権の譲渡をしたい旨の申出があったときは、農業委員会はあっせんに努めることとされています。

農業生産法人の要件の一部が改正されました!

平成21年12月15日、改正農地法が施行されました。農業生産法人については、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限が次のように見直されました。

①農業生産法人の構成員については、法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課せられていましたが、法人へ基幹的な農作業を委託している個人については、議決権制限を受けない構成員とされました。

②関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止(ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限は原則1/4まで)するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(農

商工連携事業者等)が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満までとされました。

その他、農地の権利移動規制の見直しでは、農地の権利を取得しようとする者が、農地のすべてを効率的に利用すること、個人の場合は農作業に常時従事すること、法人の場合は農業生産法人であること、という現行の許可要件を原則とした上で、農地の貸借について、一定の要件を満たすときは、農作業に常時従事すること及び法人の場合は農業生産法人であることの要件を課さないこととされたため、農地の貸借については農業生産法人以外の法人でも可能になりました。

会社法人と農事組合法人の比較

		株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法		会社法		農業協同組合法
事業		事業一般		
構成員	資格	制限なし(ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要がある)	1人1議決権による全員一致(定款で変更可)	①農業に係る共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業 ②農業経営、付帯事業
	数	1人以上(上限なし)	3人以上(上限なし)	農民等
会社の基本方針の決定		1株1議決権による株主総会の議決	1人1票制による総会の議決	
役員		①取締役1人以上(必置・株主外も可)。ただし、公開会社の場合は3人以上 ②監査役(任意・株主外も可)	①業務執行社員1人以上 ②監事(任意・組合員外も可)	①理事1人以上 (必置・農民である組合員のみ) ②監事(任意・組合員外も可)
雇用労働力		制限なし	制限なし	組合員(同一世帯の家族を含む) 外の常時従業者が常時従業者総数の2/3以下
資本金		制限なし	制限なし	制限なし
法人税	税率	資本金1億円超の法人 資本金1億円以下の法人 年所得800万円以下 年所得800万円超	30% 18%(注) 30%	①構成員に給与を支給する法人 (普通法人に該当) 左記に同じ ②上記以外(協同組合等に該当) 年所得 800万円以下 18%(注) 年所得 800万円超 22%
	その他	同族会社の留保金課税の適用あり		同族会社の留保金課税の適用なし (会社でないため)
事業税		資本金1億円超の法人 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 年所得400万円超800万円以下 年所得800万円超	外形標準課税 5.0% 7.3% 9.6%	農業生産法人が行う農業(畜産業、農作業受託*は除く)は非課税 上記以外は右記に同じ ※一定の場合は非課税
設立時の登録免許税		資本金の額の7/1,000 (15万円に満たない場合は15万円)	資本金の額の7/1,000 (6万円に満たない場合は6万円)	非課税
組織変更		合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に時限的に適用。本来は22%。

農業経営の法人化の意義と利点

農業経営の改善を図る上で有効な手段となること、他産業並みの就業条件が整備されることなど、「農業」が魅力ある職業となるための基礎的条件が整備されることから、農業経営の法人化が進展しています。

農業経営の法人化の利点としては、①経営体の円滑な継承、②経営管理能力や資金調達力、対外信用力の向上、③雇用労働関係の明確化や労災保険などの適用による農業従事者の福利厚生の充実、④新規就農者の確保が容易等があげられます。また、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど地域社会の活性化に果たす役割の重要性も指摘されています。

しかしながら、これらの利点は、法人化すれば自動的に享受されるものではなく、農業経営の継続・発展のための経営努力のなかで生まれ出され、獲得していくものとして理解する必要があります。



農業経営の法人化

《法人化のメリットと義務・負担》

	メリット	義務・負担
経営・運営	<p>経営管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進 ② 家計と経営が分離され、経営管理が徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ① 複式簿記(企業会計規則)での記帳義務(財務管理の複雑化)により多少労力が必要
	<p>対外信用力</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計数管理の明確化や各種法定義務(設立登記、経営報告等)を伴うため、取引上の信用力が向上 ② 法人となることでイメージが向上し、商品取引や従業員の雇用等が円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ② 会計事務や税務申告を専門家に依頼すると経費負担が発生 ③ 法人の設立には、資本金、設立登記費用等の経費が必要
制度	<p>人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 ② 就農希望者が法人に就職することで、初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能 	
上	<p>税 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得の分配による事業主への課税軽減 ② 定率課税の法人税の適用 ③ 役員報酬の給与所得化による節税(一部制限あり) ④ 使用人兼務役員賞与の損金算入 ⑤ 退職給与等の損金算入 ⑥ 欠損金の7年間繰越控除(青色申告法人に限る) ⑦ 農業経営基盤強化準備金 	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人課税の適用が個人課税より有利となるためには一定以上の所得規模が必要 ② 法人の場合、利益がなくても最低限、都道府県民税(均等割)、市町村民税(均等割)の納税義務が発生
	<p>社会保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進 ② 労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化 	各種社会保障制度の導入により、事業主負担が発生
	<p>制度資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 融資限度額の拡大(認定農業者に限る) ② スーパーL資金の「円滑化貸付」による無担保・無保証貸付(認定農業者に限る) 	
	<p>農地の取得</p> <p>農地保有合理化法人が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減 (農業生産法人出資育成事業)</p>	